令和８年度　牛についての家畜人工授精に関する講習会開催要領

1　目的

家畜の改良増殖を計画的に行い、畜産の振興を図り、もって畜産経営の安定に資するため家畜人工授精師を養成することを目的とする。

2　開催期日及び場所

（1）期日：令和９年１月 18 日～2 月 15 日

（2）場所：農林水産研究所　畜産研究センター

西予市野村町阿下７号 156 番地（電話：0894-72-0064）

3　家畜の種類及び講習会の区分

牛についての家畜人工授精

4　受講資格

・家畜改良増殖法第 17 条の規定に該当しない者

・資格取得後、牛の家畜人工授精の業務に従事する見込みの者

・その他、受講が適当であると認められる者

5　定員

30 名程度

【注意事項】

・定員を超過する申込みがあった場合は、県内で畜産関係の業務に従事又は従事する予定の者を優先することとし、必要に応じて抽選により決定する。

6　講習科目及び時間

（1）学科

一　般	時 間	専　門	時 間
畜 産 概 論	4	生 殖 器 解 剖	5
家 畜 の 栄 養	3	繁 殖 生 理	１３
家 畜 の 飼 養 管 理	3	精 子 生 理	7
家 畜 の 育 種	7	種 付 け の 理 論	4
関 係 法 規	5	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	１７
		合　計	６８

（2）実習

一　般	時 間	専　門	時間
家 畜 の 飼 養 管 理	4	生 殖 器 解 剖	4
家 畜 の 審 査	7	発 情 鑑 定	6
—	—	精液精子検査法	8
—	—	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	４５
		合　計	７４

7　受講手続き

受講願書（様式第１号）に次の書類を添付のうえ、所轄家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

（1）履歴書　（市販のもの、写真添付）・・・・・・・・・・１通

（2）家畜改良増殖法施行規則第 24 条の２の規定に該当する者にあっては、受講免除科目を修めたことを証明する書面（様式第２号）

・・・・・・・・・・１通

8　受講願書の提出

（1）提出先：

①県内在住者：所管する家畜保健衛生所

②県外在住者：愛媛県農林水産部農業振興局畜産課

（2）提出期限：令和８年 12 月 16 日（水）（必着）

9　受講者の決定

関係書類について審査のうえ受講者を決定し、県内在住者については経由機関を通して、県外在住者については直接本人に通知する。

10　修業試験の実施

所定の科目（前記６で定めた科目）を受講し、かつ、その受講時間が家畜改良増殖法施行規則第 24 条第２項に規定する受講時間数に達した者について、次のとおり修業試験を行う。

（1）期　　日：令和９年２月 12 日および 15 日（２日間）
（2）場　　所：農林水産研究所 畜産研究センター
（3）試験方法：所定の科目（前記６で定めた科目）について、筆記試験・実技試験及び口頭試験を行う。ただし、学科科目取得証明書（様式第２号）を提出したものにあっては当該科目についての修業試験を免除する。
（4）原則再試験は行わない。

11　合格証明書の交付

修業試験の合格者には、合格証明書を交付する。

12　その他

・宿泊については、旅館等を利用し受講者の負担とする。
・講習会テキスト実費負担（9,000 円）※変更する可能性もあり

県内の家畜保健衛生所：

機　関　名	住　　所	電話番号	管轄 地方局
東予家畜保健衛生所	〒793-0072 西条市氷見乙 2025	0897-57-9122	東予
中予家畜保健衛生所	〒791-0212 東温市田窪 743 番地 1	089-990-1333	中予
南予家畜保健衛生所	〒797-0013 西予市宇和町稲生 257 番地	0894-62-0026	南予
畜産課	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2	089-912-2580	